

神崎町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定(更新)申請書（第1号様式）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 法第24条各号に規定する業務を行う体制を記載した書面
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
(支援法人の指定)

第3条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があつた場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第9条の規定により、指定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないこと。
- (3) 暴力団（神崎町暴力団排除条例（平成24年神崎町条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある団体ではないこと。
- (4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 神崎町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の内容が、神崎町空家等対策計画に適合するもので、本町の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。
- (6) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (7) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (8) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(9) 法第24条各号に規定する業務を行うに足る専門性を有する体制であること。

2 町長は、申請者を支援法人として指定した場合は、空家等管理活用支援法人指定(更新)通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、申請者を支援法人として指定しないこととする場合は、空家等管理活用支援法人不指定(更新)通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(指定の有効期間及び更新)

第4条 前条第1項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内において町長が定める。

2 支援法人は、前条第1項に掲げる要件を満たしている状況にあつて、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の日から1か月前までの間に指定の更新申請をしなければならない。

3 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

4 前項の場合において、指定を更新するときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年を超えない範囲内において町長が定めるものとする。

(名称等の変更)

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(第4号様式)により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更申請書(第5号様式)を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、その変更後の業務の内容が第3条第1項第5号に該当すると認めるときは、支援法人に業務変更承諾書(第6号様式)を交付するものとする。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(第7

号様式)により町長に届け出るものとする。

- 2 町長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地並びに業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第7条 支援法人は、事業年度開始前において、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を町長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の業務実施状況報告書(第8号様式)、収支決算書及び貸借対照表を町長に提出するものとする。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、前項の報告書の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第8条 町長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 町長は、支援法人が法第25条第3項の規定により、支援法人が同条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、同条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消通知書(第9号様式)により当該支援法人に通知するとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地並びに第3条第1項の規定による指定を取り消した年月日を公示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。